

国際裁判管轄の合意と新ハーグ管轄合意条約

ペーター・フーバー
ジェニファー・アントモ
小田 司 訳

- I はじめに
- II ハーグ管轄合意条約の適用範囲
 - 1 国際的事案
 - 2 民事及び商事事件
 - 3 一つの締約国の裁判所を選択する専属的管轄合意
 - 4 時的適用範囲
- III 管轄合意の有効性
 - 1 方式

2 実質的有効性

IV 管轄合意の実行

1 選択された裁判所の判決

（1）管轄合意の効力

（2）フォーラム・ノン・コンヴィニエンス法理の不適用

（3）他の裁判所に係属する訴訟優先原則の不適用

2 締約国における他の裁判所の判決—管轄裁判所の管轄を排除する効力

V 判決の承認及び執行

1 選択された裁判所が下した判決の承認

2 他の裁判所が下した判決の承認

VI おわりに

I はじめに

二〇〇五年六月三〇日、ハーグ国際私法会議はハーグ管轄合意条約を採択した。^①この条約は、国際裁判管轄合意の有効性と実効性、並びに判決の執行に関するルールを定めるものである。

管轄合意条約は、間もなく施行されることになると思われる。管轄合意条約三一条によれば、この条約は二番目の締約国による条約の批准ないし条約への加入後三ヶ月の期間の満了により発効する。^②二〇〇七年九月二六日に、メキシコが最初の国家としてハーグ管轄合意条約に加入した。^③アメリカ合衆国は二〇〇九年一月一九日に、ヨーロッパ連

合は二〇〇九年四月一日に条約に署名した。ヨーロッパ連合による条約の署名は、デンマークを除くすべてのヨーロッパ連合締約国に対して効力を有する。しかし、アメリカ合衆国及びヨーロッパ連合は、まだ条約を批准していない。アメリカ合衆国及びヨーロッパ連合による条約の批准は、管轄合意条約にとって一挙に大きな政治的・経済的な意義をもたらすことになるであろうと思われる。批准された時には、地球上の巨大な経済圏であるアメリカ合衆国とヨーロッパ連合が管轄合意条約を適用することになる。

管轄合意条約のこのような成果は、条約採択に至るまでの過去の経緯からはとても期待することはできなかった。実際には、二〇〇五年の管轄合意条約は妥協し得た最小限の解決策にすぎない。なぜなら、長い間、ヨーロッパとアメリカ合衆国との間には大西洋横断的な司法摩擦を残す衝突が存在するため（例えば、アメリカ法の寛容な管轄原因、ないしプレ・トライアル・デイスカヴァリー）、ブリュッセルⅠ規則⁽⁴⁾を手本として管轄及び判決の執行に関し全世界に及ぶ一般的条約を作成するという壮大なプロジェクトには、妥協点を見出すことができなかったからである。⁽⁵⁾

日本は条約交渉の際にとりわけ積極的、かつ重要な役割を演じ、⁽⁶⁾管轄合意条約に関する「報告書」がトレヴァー・ハートレイ教授と共に道垣内正人教授によって作成されたことから、日本の視点からも管轄合意条約はとりわけ興味深いものと思われる。

Ⅱ ハーグ管轄合意条約の適用範囲

ハーグ管轄合意条約は、国際的な事案の場合に、民事及び商事事件における専属的管轄合意に適用される。

1 国際的事案

管轄合意条約一条一項は、国際的な事案であることを要件としている。いかなる場合が国際的事案であるかについては、管轄の領域と判決の承認・執行の領域に関し、異なった定義がなされている。

管轄合意条約一条二項によれば、当事者が同一の締約国に居住し、かつ、その他のすべての決定的要素がその国のみ関連している場合を除き（ただし、合意された裁判所の所在地は問わない）、裁判管轄の問題の場合には、事案は原則として国際的であるとされる。⁽⁷⁾

外国判決の承認・執行の問題については、その承認または執行が求められている場合、管轄合意条約一条三項により事案は国際的であるとされる。さらに、判決の承認・執行の際には、管轄合意条約八条一項により他の締約国の裁判所が下した判決でなければならない。⁽⁸⁾

2 民事及び商事事件

管轄合意条約は、原則として民事及び商事事件に適用することができる。⁽⁹⁾ しかし、消費者が契約当事者である場合には適用されない（管轄合意条約二条一項a）。すなわち、純粋な企業間取引についてののみ適用される（いわゆる企業対企業のケース）。⁽¹⁰⁾

一定の契約類型は、管轄合意条約二条二項によって条約の適用範囲から除外される。管轄合意条約二条四項は、仲裁に関する事項について、さらなる例外を定めている。その他、締約国は管轄合意条約二一条に基づいて宣言をする可能性を有し、この宣言により特定の法領域を条約の適用範囲から除外することができる。しかし、管轄合意条約

二条三項は、本条約二条二項あるいは二一条によって除外された事項が先決問題として、あるいは異議に基づいてのみ生じ、訴訟の目的ではない場合に、この条約の適用範囲から除外されないことを規定する。その際、管轄合意条約一〇条一項によるこの問題についての判断は、この条約によっては承認及び執行されない。

3 一つの締約国の裁判所を選択する専属的管轄合意

管轄合意条約一条一項によれば、この条約は専属的管轄合意についてのみ適用することができる。⁽¹¹⁾しかし、管轄合意条約三条bは、専属性を認めるための推定規定を置いている。すなわち、当事者が明示的に別段の定めをしない限り、管轄合意は専属的なものとみなされる。⁽¹²⁾この推定は、ブリュッセルI規則（二三条一項二文）に基づく法状況に对应するものであるが、アメリカ合衆国における法状況に应じるものではない。⁽¹³⁾

管轄合意は、一つの締約国に所在する裁判所を管轄裁判所と宣言するものでなければならない（管轄合意条約三条）。この要件は、必要な締約国間の関係を確立する。これに対し、我々の見解によれば、原則として当事者が一つの締約国に住所あるいは営業所を有しているか否かは重要でない。

4 時的適用範囲

管轄合意条約は、合意された裁判所の所属国についてその効力が生じた時より後に締結された専属的管轄合意に適用される。その他、訴訟は受訴裁判所所属国について管轄合意条約の効力が生じた時より後に提起されなければならない（管轄合意条約一六条）。

Ⅲ 管轄合意の有効性

1 方式

管轄合意の方式は、管轄合意条約において規定されている。管轄合意条約三条cは、合意が書面または後に参照し得る情報を残す他の通信手段によって締結されなければならないと規定している。後に参照可能な手段とは、例えばE-Mail、ファックス、並びにいわゆるclick wrap agreements⁽¹⁵⁾のようなインターネットを利用した同意等⁽¹⁶⁾を意味する。

2 実質的有効性

実質的有効性に関して、管轄合意条約三条dは、管轄合意が他の契約上の条項とは独立するものであり、管轄合意の有効性は主たる契約が有効ではないという理由のみによって否定されてはならないことを明示している。例えば、国際売買契約が管轄合意を含む場合に、売買契約の有効性と管轄合意の有効性は、原則上、互いに独立して審査される。他の言葉で表現すれば、売買契約が無効であるとしても、管轄合意は有効であり得るということである。これは、アメリカ法上の独立性原則に対応するものであり、ブリュッセルI規則二三条に基づく法状況とも一致するものである⁽¹⁷⁾。

しかし、この主たる契約と管轄合意を分離する原則は、管轄合意の有効性が売買契約と分離して審査されることをのみを意味するにすぎず、その審査がいかなる法律により行われなければならないか、という問題について答えるものではない。具体的には、とりわけ次のような問題が生じる。すなわち、管轄合意が有効に締結されたか否か、あるい

は意思の瑕疵が存在するか否かにつき、いかなる契約法により決定されるのか、という問題である。内国の法秩序においては、この問題につき頻繁に議論されている。ここでは、とりわけ二つの可能性が考慮される。第一に、主たる契約の規律に付随的に連結させることができる。この場合には、管轄合意の有効性は主たる契約の有効性と同様に、同一の契約法によって判断される。⁽¹⁸⁾第二に、管轄合意については、主たる契約とは独立して最も密接な連結点を求めることができる。この場合には、通常、管轄合意によって選択された裁判所の所属国の契約法が適用されることになる。

ハーグ管轄合意条約は、たとえ複雑な方法であるにせよ、この問題について規定している。管轄合意の取扱いに関する諸規定から、次のことがいえる。すなわち、締約国の関係するすべての裁判所は、合意された裁判所の所在地において基準となる法律により管轄合意の有効性を判断しなければならない（管轄合意条約五条一項、六条a及び九条a参照）。⁽¹⁹⁾支配的見解によれば、このことは抵触法的アプローチを意味する。つまり、受訴裁判所の所属国の契約法が直接適用されるのではなく、受訴裁判所の所属国の抵触法によって管轄合意の有効性に適用可能な契約法が適用されることになる。⁽²⁰⁾

例えば、東京地裁（日本は条約締約国である）を管轄裁判所とする専属的管轄合意が締結されている場合には、他の締約国のすべての裁判所は日本の国際私法（抵触法）によって管轄合意の有効性を規定する法律によりその有効性を判断しなければならない。それは、日本の契約法であり得るが、必ずしも日本の契約法であるとは限らない。すなわち、日本の抵触法が管轄合意について、いかなる法律を適用するかによって決まる。ドイツの抵触法においては、おもに主たる契約（例えば、管轄合意を含む売買契約）を規律する法律に付随的に連結させる。⁽²¹⁾

我々の見解によれば、ともかく管轄合意条約が実質的有効性の問題について規定しているという事実は、歓迎すべきことであると思われる。²² 少なくとも、まず合意された裁判所の所属国の法律が参照されることは明確である。しかし、合意された裁判所の所属国の抵触法を基準とするのではなく、直接的に準拠実質法、すなわち合意された裁判所の所属国の契約法を基準とすることが、より適切であつたのではないかと思われる。なぜなら、管轄合意条約が選択した抵触法的アプローチは、条約の中に管轄合意の準拠法に関する内国の抵触法上の問題点をもたらすからである。それは、管轄合意が主たる契約と同様に、同一の法律により規律されるべきか、同一の法律により規律されるべきでないとするれば、管轄合意はいかなる国と最も密接な関連を有するのか、というような問題である。

IV 管轄合意の実行

実務において、管轄合意を可能な限り効果的に実行するために、管轄合意条約は様々な裁判所に対して向けられる三つの鍵となる規定を置いている。それによれば、原則として次のことが妥当する。合意された裁判所は、自己に管轄があることを認めなければならない（管轄合意条約五条）。他の締約国のすべての裁判所は、自己に管轄がないことを宣言しなければならず（管轄合意条約六条）、合意された裁判所が下した判決は、他のすべての締約国において承認・執行される（管轄合意条約八条）。

1 選択された裁判所の判決

(1) 管轄合意の効力

選択された裁判所は、管轄合意条約五条一項により、管轄合意が無効である場合を除き、自己の管轄を肯定し、事件につき裁判しなければならない。管轄合意が有効か否かの問題は、既に言及したように、合意された裁判所の所属国の抵触法により基準とされる法律によって判断される。⁽²³⁾さらに、受訴裁判所が当然に管轄合意条約三条cによって規定される方式の遵守について審査する。その他、管轄合意条約五条三項aから明らかなように、選択された裁判所所属国の事物管轄に関する規定によって管轄を有しない場合には、その裁判所は裁判を拒否することができる。

(2) フォーラム・ノン・コンヴィニエンス法理の不適用

管轄合意条約五条二項によれば、合意された裁判所は、他の締約国の裁判所が事件について裁判すべきであるとの理由により管轄権の行使を拒否してはならない。すなわち、英米法上のフォーラム・ノン・コンヴィニエンス理論の意味での裁量的余地は認められていない。⁽²⁴⁾

けれども、管轄合意条約一九条にのみ、補足的にフォーラム・ノン・コンヴィニエンスの法理が含まれている。それによれば、いずれの国も、「合意された裁判所が存在するという点を除き、自国と当事者あるいは紛争との間に関連性がない場合には」、自国の裁判所が紛争につき裁判する必要がある旨の宣言をすることができる。このフォーラム・ノン・コンヴィニエンスの法理は、とりわけアメリカ合衆国に対する譲歩として受け入れられたものである。なぜなら、フォーラム・ノン・コンヴィニエンスの留保を完全に禁止した場合には、管轄合意条約が批准されないこと

を恐れたためである。⁽²⁵⁾

さらなる例外は、管轄合意条約五条三項bから生じ得る。この規定によれば、管轄合意条約五条一項及び二項は、締約国内の裁判所の間での裁判管轄の分配に関する規定に影響を与えない。したがって、例えばアメリカ合衆国がそうであるように、選択された裁判所所属国の法律がそのように規定する場合には、選択された裁判所は自国の他の裁判所に事件を移送する可能性を有する。⁽²⁶⁾

（3）他の裁判所に係属する訴訟優先原則の不適用

ブリュッセルI規則におけるのとは異なり、管轄合意条約によれば、どの裁判所に最初に訴訟が係属したか、ということは重要ではない。⁽²⁷⁾ たとえ、他の裁判所において同一事件につき訴訟が係属している場合であっても、合意された裁判所が管轄を有し、管轄合意条約五条一項により訴訟手続を追行しなければならない。すなわち、管轄合意条約は、先に開始された訴訟手続が優先されるとする厳格な優先原則に基づく先に係属する訴訟優先の原則を認めていない。⁽²⁸⁾

このような方法により、管轄合意条約は、ブリュッセルI規則に対して向けられた重要な問題点の一つを回避している。ブリュッセルI規則はその二七条において、非常に厳格、かつ形式的な優先原則を定めている。つまり、最初に開始された訴訟手続が、——法律により定められた専属管轄の場合を除き——、常に優先する。“Gasser”事件におけるヨーロッパ裁判所の見解によれば、最初に係属した事件が専属的管轄合意に反するものであり、専属的管轄合意に基づき後訴裁判所に管轄が認められる場合であっても、ブリュッセルI規則二七条の優先原則が妥当するとされてい

る。⁽²⁹⁾ブリュッセルI規則の枠組においては、他の締約国の裁判所において提訴することにより、専属的管轄合意の定めを回避することが可能である。最初に提訴された締約国の裁判所が自己の管轄について判断するまで、合意された締約国の裁判所は訴訟手続を停止しなければならない。最初に提訴された締約国の裁判所が、例えば専属的管轄合意を無効とみなすことにより、自己に管轄があることを宣言する場合には、合意された裁判所は訴えを不適法として却下しなければならない。このことは、ヨーロッパにおいて次のような状況をもたらしている。それは、当事者がしばしば専属的管轄合意に反して、訴訟係属期間の長い他の締約国の裁判所における提訴を試みるということである。⁽³⁰⁾このような方法により、合意された裁判所での訴訟を阻止することができる。いずれにせよ、ブリュッセルI規則の局面では、目下、厳格な優先原則についての改正が検討されている。⁽³¹⁾管轄合意条約の下では、最初に開始された訴訟が優先されるとする厳格な優先原則が存在しないため、ブリュッセルI規則における問題を広い範囲で回避している。⁽³²⁾

2 締約国における他の裁判所の判決―管轄裁判所の管轄を排除する効力

管轄合意条約は、締約国の裁判所に対して専属的管轄合意に基づく厳格な管轄の排除効を定めている。合意された裁判所以外の裁判所に訴えが提起された場合には、原則として本案につき裁判してはならないということだけではなく、訴訟手続を停止するか、訴えを却下しなければならない（管轄合意条約六条）。管轄合意条約六条において列举されている例外が存在する場合にのみ、他の裁判所を専属とする管轄合意が存在するにもかかわらず、訴訟手続を行うことが許される。⁽³³⁾そのような例外とは、次のような場合である。

第一に、管轄合意が無効である場合には、管轄裁判所の管轄を排除する効力は認められない。⁽³⁴⁾管轄合意が無効か否

かは、選択された裁判所の所属国の抵触法により適用し得る法律によって判断される。このような方法により、選択された裁判所と選択されなかった裁判所が管轄合意の有効性を同一の法律により判断することが確保される。このことにより、通常、積極的ないし消極的な管轄に関する争いが回避されることになる。⁽³⁵⁾

第二に、当事者が管轄合意を締結する能力、例えば行為能力を欠く場合にも、管轄裁判所の管轄を排除する効力は認められない（管轄合意条約六条b）。管轄合意条約六条bが明示するように、行為能力の問題は他の場合と異なり、選択されなかった裁判所（受訴裁判所）の所属国の法律により判断される。ここでも、抵触法が顧慮されるが、その結果、選択されなかった裁判所の所属国の抵触法により適用し得る法律が適用されることになる。⁽³⁶⁾ このことは、結果として当事者が行為能力を欠くことの危険から二重に保護されることを意味する。すなわち、選択されなかった裁判所は当事者が選択された裁判所の所属国の法律により適用し得る法律、あるいは選択されなかった裁判所の所属国の法律により適用し得る法律により行為能力を欠く場合に、裁判することが許される。⁽³⁷⁾

第三に、管轄合意を実行することが受訴裁判所所属国の公序に反するか、あるいは明らかな不正義をもたらし場合に、管轄裁判所の管轄を排除する効力は認められない。実務上、このことが問題となるのは稀であろうと思われる。

第四に、訴訟手続が合意された裁判所において追行し得ないケースにつき、次の二つの例外事由が置かれている。それは、合意された裁判所が訴訟手続の実施を拒否する場合、特別な事情により訴訟手続の実施が妨げられる場合（例えば、内乱等）である。この規定は、裁判の拒絶を予防するのに役立つものである。⁽³⁹⁾

V 判決の承認及び執行

管轄合意条約は、合意された裁判所によって下された判決の承認及び執行に関して寛容な規定を置いている。これに対し、合意された裁判所以外の他の裁判所が下した判決の承認及び執行は規定されていない。

1 選択された裁判所が下した判決の承認

管轄合意条約に基づき専属的管轄合意⁽⁴⁰⁾により選択された締約国の裁判所が下した判決は、原則として他の締約国において承認され、執行される（管轄合意条約八条一項）。判決の承認・執行は、条約において列挙されている事由によつてのみ拒否することが許される⁽⁴¹⁾。ブリュッセルⅠ規則におけるのとは異なり、これは拒否事由の構成要件を満たす場合に、裁判所が判決の承認・執行を拒否することができるという裁量規定であり、拒否しなければならないという⁽⁴²⁾ことではない。

管轄合意条約において列挙されている拒否事由は、次の四つのグループに要約することができる。

第一に、承認国の裁判所が、管轄合意の有効性について審査することが許される。適用し得る法律（準拠法）に関し、ここでは判決手続におけるのと同じ法律が適用される。すなわち、原則として受訴裁判所の所属国の抵触法により適用し得る法律が適用される。さらに、承認国の裁判所が、当事者の行為能力について承認国の抵触法によって適用し得る法律により審査することが許される（管轄合意条約九条a及びb）。

第二に、訴訟手続を開始する際の法的審問請求権に対する侵害が判決承認の拒否事由とされている（管轄合意条約

九条c）。

第三に、公序違反、並びにこれに類似する二つの事由、すなわち訴訟詐欺（管轄合意条約九条d）と懲罰的損害賠償請求に対する防御（管轄合意条約一条）が判決承認の拒否事由とされている。

第四に、判決の承認は、判決の抵触が生じる場合に拒否することができる。それは、外国判決が内国判決と抵触する場合（管轄合意条約九条f）、さらに外国判決が先に下された他の外国判決と抵触する場合である。ただし、後者の場合には、承認国における承認要件を具備するものでなければならない（管轄合意条約九条g）。

これに対し、判決の本案に関する審査は許されない（実質的再審査の禁止）（管轄合意条約八条二項）。

2 他の裁判所が下した判決の承認

管轄合意条約八条に規定されている寛容な判決の承認規定は、合意された裁判所によって下された判決についての適用される。選択されなかった裁判所が下した判決は、他の締約国の承認規定によってのみその国において承認・執行される。⁽⁴³⁾ このことは、選択されなかった裁判所が管轄合意条約六条に違反する場合にも妥当する。⁽⁴⁴⁾

このような法状況では、選択されなかった裁判所の判決が同一の請求原因につき先に下され、承認国の内国法により承認要件を具備する場合には、合意された裁判所の判決の承認を管轄合意条約九条gにより拒否することが可能である。このような方法により、専属的管轄合意の保護が実務的帰結において弱められることになる。したがって、判決が下された時期とは関係なしに、合意された裁判所の判決を優先するのが適切ではなからうかと思われる。

VI おわりに

ハーグ管轄合意条約は、国際的管轄合意に関して現代的でよく機能する規定を置いている。ブリュッセルI規則との比較では、管轄を有しない裁判所において先に提訴することによる専属的管轄合意の回避を明確に阻止していることが、特に歓迎すべき点として挙げることができる。しかし、これとの関連においては、判決承認の場面で専属的管轄合意の保護をより効果的に構成し得たのではないかという点につき、批判的に評価することができる。

我々の見解によれば、可能な限り多くの国がハーグ管轄合意条約に加入することが望まれる。このことにより、国際的経済活動の中心領域に法的安定性がもたらされることになるであろうと思われる。

- (1) 管轄合意に関するハーグ条約。これは、<http://www.hcch.net>で参照することができる。最後に参照したのは、二〇〇九年六月一八日（以下、HGÜとする）。
- (2) あるいは、受諾または承諾。管轄合意条約二七条二項及び四項参照。
- (3) この点については、*Gonzales de Castilla del Valle* in 13 Sw. J. L. & Trade Am. (Southwestern Journal of Law and Trade in the Americas) (2006), 37 の論文を参照。
- (4) 民事及び商事事件に関する裁判管轄並びに裁判の承認及び執行に関する二〇〇〇年十二月二二日の理事会規則（以下、EuGVOとする）。
- (5) ハーグ管轄合意条約概要、二〇〇八年九月（以下、Outlineとする）、S. 1; *Heß* IPPrax (Praxis des Internationalen Privat-

und Verfahrensrechts) 2000, 342 (343); v. Mehren IPRax 2000, 465 (466 ff.).

(9) *Wagner RabelsZ* (Rabels Zeitschrift für ausländisches und internationales Privatrecht) 73 (2009), 100 (105) 参照。

(7) 居住は、管轄合意条約四条二項において定義され、管轄合意条約四条二項 a から d において選択的に次の四つの要素、すなわち所在地、設立準拠法、中央統括地、業務の中心地に関連させられる。それによつて、企業の所在地に関する英米法と大陸法による定義の相違は一つの規律に統一された。*Eichel RIW* (Recht der Internationalen Wirtschaft) 2009, 289 (293 Fn 71); *Hartley/Dogauchi*, Explanatory Report on the 2005 Hague Choice of Court Agreement, Rn 119 参照。

(8) *Wagner RabelsZ* 73 (2009), 100 (112).

(9) 「民事及び商事事件」の概念は、自主的に解釈される。*Hartley/Dogauchi* Rn 49; 批判的なもの *Berlin* 3 B.Y.U. Int'l L. & Mgmt. Rev. (Brigham Young University International Law & Management Review) (2006), 43.

(10) それと対照的に、ブリュッセル規則二二三条は、企業と消費者を区別していない。*Schack*, Internationales Zivilverfahrensrecht, 5. Aufl. 2010, Rn 470 参照。

(11) 管轄合意条約三条 a によれば、一つの締約国の裁判所または一つの締約国の一つもしくは複数の特定の裁判所を選択し、他のすべての裁判所の裁判管轄権を排除する二当事者間あるいは複数当事者間の合意が必要である。

(12) *Hartley/Dogauchi* Rn 104; *Eichel RIW* 2009, 289 (294) 参照。

(13) その概要については *Eichel RIW* 2009, 289 (292 f.); *ders.*, AGB-Gerichtsstandsklauseln im deutsch-amerikanischen Handelsverkehr, 2007, S. 139 – 220 und 229 f.; *Yackee* 53 Duke L.J. (Duke Law Journal) (2003), 1179 (1194) 参照。

(14) あるいは、複数の裁判所。

(15) „Click wraps“とは、コンピュータの画面上に現れ、相手方がウェブサイトを見るか、あるいはウェブサイト上である製品を購入する前に、一般取引約款に同意させるため、相手方に対して「同意」ボタンのクリックを要求するものである。

Bruce 32 Brook. J. Int'l L. (Brooklyn Journal of International Law) (2007), 1103 (1105 Fn 14) 参照。

(16) *Hartley/Dogauchi* Rn 112; *Wagner RabelsZ* 73 (2009), 100 (118); *Rühl* IPRax 2005, 410 (411).

- (17) *Wagner RabelsZ* 73 (2009), 100 (117); *Kropholler*, *Europäisches Zivilprozessrecht*, 8. Aufl. 2005, Art. 23 EuGVO Rn 28; EuGH 3.7.1997, Rs. C-269/95 (*Benincasa/Dentalkit*), Slg. 1997, I-3767, 3789 参照。
- (18) これはドイツ法における圧倒的多数の見解である。例えば BGH 24.11.1998 NJW (Neue Juristische Wochenschrift) 1989, 1431; *MüKo/Patzina* (Münchener Kommentar zur Zivilprozessordnung, Band 1, 3. Aufl. 2008) § 38 Rn 27 f. 参照。
- (19) *Wagner RabelsZ* 73 (2009), 100 (117)。
- (20) *Hartley/Dogauchi*, Rn 125, 146; *Wagner RabelsZ* 73 (2009), 100 (119, 122) 参照。
- (21) 例えば BGH 24.11.1998 NJW 1989, 1431; *MüKo/Patzina* § 38 Rn 27 f. 参照。
- (22) そのような観点、例えば合意、行為能力、悪意欺罔あるいは不法な脅迫などに関する真の実体法上の調和は、とりわけヨーロッパとアメリカ合衆国においてその利益が異なっているため達成し得ない。*Wagner RabelsZ* 73 (2009), 100 (117)。
- (23) *Hartley/Dogauchi* Rn 125. 管轄合意の無効は、とりわけ悪意欺罔、錯誤、公序良俗違反、行為能力の欠缺により生じ得る。*Rühl IPPrax* 2005, 410 (413); *Talpis* 13 Sw. J. L. & Trade Am. (2006), 1 (19) 参照。
- (24) 例えば Outline, S. 2; *Schulz* 7 Yb.PIL (Yearbook of Private International Law) (2005), 1 (9); *Wagner RabelsZ* 73 (2009), 100 (110); *Eichel RIW* 2009, 289 (292, 295); *Fricke VersR* (Versicherungsrecht) 2006, 476 (480); *Hartley E.L. Rev.* (European Law Review) 2006, 31 (3), 414 (416) 参照。
- (25) *Schulz* 7 Yb.PIL (2005), 1 (13); *Wagner RabelsZ* 73 (2009), 100 (119) 参照; 管轄合意条約一九条の存在に批判的なのは *Talpis* 13 Sw. J. L. & Trade Am. (2006), 1 (20). 管轄合意条約は、いずれにせよ管轄合意条約一条二項により国際的な事案についての適用されるので、管轄合意条約一九条の留保の意味を過大評価してはならない。これについては *Wagner RabelsZ* 73 (2009), 100 (120) 参照。
- (26) *Bruce* 32 Brook. J. Int'l L. (2007), 1103 (1111 Fn 36); *Tate* 69 U. Pitt. L. Rev. (University of Pittsburgh Law Review) (2007), 165 (176)。
- (27) 例えばブリュッセル規則三〇条におけるのと同様に、管轄合意条約において訴訟係属の時期は規定されておらず、そ

れは法廷地法によって決定されなければならない。

- (28) *Wagner RabelsZ* 73 (2009), 100 (110, 119); *Hartley/Dogauchi* Rn 3; *v. Mehren*, Adj. Auth. in *Priv. Int'l. L.* (Adjudicatory Authority in Private International Law: A Comparative Study; The Hague Academy of International Law Monographs, Vol. 5, 2007), S. 363 f., 373; *Hartley* E.L. Rev. 2006, 31 (3), 414 (416).
- (29) EuGH 9.12.2003 (Gasser/MISAT) IPRax 2004, 243 及び *v. Mehren*, Adj. Auth. in *Priv. Int'l L.*, S. 301 ff. の解説; *Schütze*, *Ausgewählte Probleme des internationalen Zivilprozessrechts*, 2006, S. 192 f. 参照。
- (30) そのような事例として EuGH IPRax 2004, 243. この点については *Kropholler* Art. 27 EuGVO Rn 21 参照。
Mankowski IPRax 2009, 23 (24) は「そのような法状況に批判的であるが」ヨーロッパ裁判所は立法技術的に正当であるとの見解を示している。
- (31) *Das Green Paper on the Review of Council Regulation (EC) No44/2001 on Jurisdiction and the Recognition and Enforcement of Judgments in Civil and Commercial Matters der Kommission* (21.4.2009), COM2009 175 final, S. 6 f. 参照。
- (32) しかし、優先原則は間接的に管轄合意条約においても一定の役割を演じている。それは「つまり判決の承認の場面においてである。管轄合意条約九条gによれば、判決の承認が求められている国において承認されるために必要な要件を具備する判決が同一の当事者間で同一の訴訟原因に関して先に下された場合には、判決の承認を拒否することができる。
- (33) *Outline*, S. 2.
- (34) 我々の見解によれば、選択されなかった裁判所も管轄合意の方式の要件（管轄合意条約三条c）を具備するか否かにつき審査することが許される。
- (35) *Schulz* 7 Yb.PIL (2005), 1 (10); *Wagner RabelsZ* 73 (2009), 100 (122).
- (36) *Hartley/Dogauchi* Rn 150. つれいごとく「争いがあふ」*Wagner RabelsZ* 73 (2009), 100 (122, Fn 120) に挙げられている文献を参照。
- (37) このことは、次のような場合に好ましからざる二重の裁判管轄権を生じさせ得る。それは、例えば一方で選択された裁判

所が管轄合意条約五条一項に基づきその所属国の法律に従い両当事者に行為能力が認められるという理由によって合意を有効と判断し、他方で他の裁判所が管轄合意条約六条bに基づきその所属国の法律に従い当事者の一方に行為能力が欠けていると判断した場合である。すなわち、このような場合には、両裁判所は自己に管轄があることを宣言する。*Rühl* IPRAx 2005, 410 (413 Fn 60) 参照。

(38) これは、第一にアメリカ合衆国に対する譲歩である。*Wagner* RabelsZ 73 (2009), 100 (122) 参照。

(39) *Schulz* 7 Yb.PIL (2005), 1 (10); *Wagner* RabelsZ 73 (2009), 100 (123) も参照。

(40) 締約国は、専属的管轄合意に基づかない判決であっても、管轄合意条約二二条により互いにこの判決を承認及び執行する旨の宣言をすることができる。

(41) *Outline*, S. 2.

(42) *Hartley/Dogauchi* Rn 182 Fn 218 参照。

(43) *Wagner* RabelsZ 73 (2009), 100 (124 f.) 参照。

(44) *Eichel* RIW 2009, 289 (295); *Teitz* 53 Am. J. Comp. L. (American Journal of Comparative Law) (2005), 543 (554).

【付記】

本稿は、ヨハネス・グーテンベルク（マインツ）大学教授ペーター・フーバー博士が、平成二十二年一月二日に日本大学法学部において行った特別講演の内容に加筆・修正した論文の邦訳である。この論文（*Internationale Gerichtsstandsvereinbarungen und das neue Haager Übereinkommen*）は、フーバー教授とアントモ助手の共著として、日本大学法学部欧文機関誌 *Comparative Law* 2010, Vol. 27, S. 123 ff. に掲載されている。本論文の翻訳を快諾して下さったフーバー教授、アントモ助手に心より感謝の意を表する次第である。